

令和2年9月17日
日本貸金業協会

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正（案）の
意見募集について

日本貸金業協会では、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」（以下「自主規制基本規則」といいます。）及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」（以下「細則」といいます。）の一部改正（案）を（別紙）のとおり取りまとめましたので、公表し、意見を募集します。

なお、「自主規制基本規則」及び「細則」については当協会の業務規程であり、貸金業法第33条第1項に基づき金融庁の認可を受けることとなります。

改正の概要、意見募集要領等は下記のとおりです。

記

1. 法令等の改正概要

(1) 貸金業者向けの総合的な監督指針関係
所得税法のハネ改正

(2) 個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール関係

英国のEU離脱後においても、EUに対して行った個人情報の保護に関する法律第24条に基づく指定を英国に対して継続することについて、平成31年3月29日に個人情報保護委員会より告示（平成31年個人情報保護委員会告示第5号）が行われ、令和2年2月1日に施行された。

これに伴い、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等（平成31年個人情報保護委員会告示第1号）」及び「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の一部改正が行われ、英国の離脱後においても、日英間の円滑な個人データ移転が確保された。

これらの改正等を踏まえ、当協会の「自主規制基本規則」及び「細則」の一部改正を行います。

2. 「自主規制基本規則」及び「細則」の主な改正内容

(別紙)【新旧対照表】「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」一部改正(案)

(別紙)【新旧対照表】「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正(案)

3. 「自主規制基本規則」及び「細則」の施行

施行については、協会機関決定を経て、金融庁の認可後に施行します。

4. ご意見等の募集要領

この改正案についてご意見等がありましたら、**令和2年10月1日(木)17時00分(必着)**まで(引用等している法令等の改正法等が既に施行されており、速やかに運用を開始する必要があるため)に、氏名、職業、連絡先および理由を記入の上、電子メール、郵便又はFAXにより所定の送付先に、お寄せください。

なお、電話によるご意見はご遠慮願います。

ご意見等に記入された電話番号等の個人情報、ご意見等の内容に不明な点があった際に連絡をさせていただく場合やご意見の確認をさせていただく場合に使用します。

なお、ご意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

以上

ご意見の募集は終了しました。ありがとうございました。

<ご意見等の送付先>

郵送の場合

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3F
日本貸金業協会 会員業務部 宛

e-mail又はFAXの場合

e-mail:iken@j-fsa.jp

F A X : 03-5739-3027

<お問い合わせ先>

日本貸金業協会 会員業務部 高橋・河合
電話番号：03-5739-3014